特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

平成１９年２月１６日策定
（令和８年１０月３０日一部改正）

特別免許状は、下記の表のすべての項目について基準を満たすと認められる者に対し、学識経験者等の意見を踏まえ、総合的に判断し授与する。

項　　目		基　　準	確認書類
資格	欠格条項に該当しないこと		・宣誓書
学力・実務	担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者	担当する教科に関する相当な期間の実務経験を有する場合、優秀な技能を有すると認められる場合等	・履歴書 ・知識経験や技能を有することを証明する書類 ・基礎資格を証明する書類
人物	社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者	教育職員として適格な人材であること	・推薦書 ・人物に関する証明書 ・志望理由書
身体	教員の職務を行うのに必要な健康状態であること	医療機関での健康診断の結果による	・身体に関する証明書
推薦の妥当性	教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする旨の推薦の妥当性	学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性等を求める場合等、必要性が認められること	・推薦書

（注）１　本県の教員採用選考試験合格者に対して教育職員検定を実施する場合には、教育職員免許法第５条第３項に定める任命しようとする者の推薦があったものとみなし、妥当性については検定項目としない。

２　上記１の場合、採用選考時の提出書類をもって教育職員検定時の書類の一部又は全部に代えることができる。

３　必要に応じ、表に記載の提出書類以外のものの提出を求めることができる。